

『美らネット 先物オプション取引』ルール新旧対照表

「美らネット 24 先物オプション取引」ルールを一部変更いたします。下線部を追加・変更・削除します。

安藤証券株式会社

新	旧
<p>2 1 税金およびマイナンバーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内金融商品取引所を通じて行うデリバティブ取引で雑所得扱いとなるもの、及び、店頭外国為替証拠金取引については、損益通算が可能であり、申告分離課税（20％）となります。（ただし、平成25年から平成49年までは「復興財源確保法」により、20.315％が適用されます。） また、損失についても3年間の繰越控除の適用を受けることができます。 詳しくは、税務署・税理士にお尋ねください。 <u>平成28年1月以降に先物・オプション取引口座を開設された場合、海外証券先物取引口座未開設で、かつ、証券総合取引口座開設時に先物・オプション取引または海外証券先物取引口座の開設申込みを開始されなかったお客様は、先物・オプション取引を目的として個人番号（マイナンバー）をご提供いただく必要があります。ご提供いただけない場合は先物取引を行うことができませんので、ご注意ください。</u> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成28年1月4日から施行いたします。</p>	<p>2 1 税金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内金融商品取引所を通じて行うデリバティブ取引で雑所得扱いとなるもの、及び、店頭外国為替証拠金取引については、損益通算が可能であり、申告分離課税（20％）となります。（ただし、平成25年から平成49年までは「復興財源確保法」により、20.315％が適用されます。） また、損失についても3年間の繰越控除の適用を受けることができます。 詳しくは、税務署・税理士にお尋ねください。 <p>（新設）</p>

